

平成25年11月25日
地域政策課

津波被災地域の復興状況について

津波による甚大な被害を受けた沿岸地域では、これまでいわき市ほか4市町において、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づき、災害公営住宅整備事業などの復興整備計画を作成し、インフラ整備を着実に進めているところです。

このたび、檜葉町と県が共同で復興整備計画を作成し復興整備協議会を設立する予定です。

これにより、既に計画を策定している沿岸5市町に加え避難指示区域である檜葉町においても住民帰還に必要なインフラ整備が本格的に進むこととなります。

記

- 日時 平成25年11月29日（金）午後1時30分から（予定）
- 場所 県庁本庁舎5階 正庁
- 参加者 檜葉町、福島県（関係各課長）、福島復興局 ほか
- 協議事項 ①農地法第5条第1項に規定する農地転用の許可について
②都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可について（予定）

参考

1 県内の復興整備協議会設立状況

- いわき市、相馬市・・・平成24年 6月 7日設立
- 南相馬市、新地町・・・平成24年 7月 27日設立
- 広野町・・・平成24年11月26日設立

2 制度概要は以下のとおり

